

「所得拡大促進税制」の再確認

従業員への給与等を上げた場合に、一定の要件のもと税額控除が適用できる「**所得拡大促進税制**」について、平成29年度の税制改正にて更に内容が拡充されたことは以前お伝えしました。今号においては、その拡充された部分も含めて、同制度の概要を再確認いたします。

当レポートの読者層を鑑み、「大企業」に対する要件等を割愛し、「**中小企業者(※1)**」にのみ対応する内容に絞り、難解な専門用語を使用した解説が多い中、あえてわかりやすい言葉に置き換えて解説します。

(※1) 資本金(出資)1億円以下の法人、資本(出資)を有しない法人又は個人で従業員数1,000人以下が該当。

I. 制度の概要

青色申告を提出している法人(又は個人事業主)が、下記の①～③のすべての適用要件を満たした場合、「**基準事業年度(※2)の給与総額と当年度の給与総額の差額(増加額)**」の10%を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です(但し、税額の20%が上限)。

(※2) 「**基準事業年度**」とは、「平成25年4月1日以後に開始する最も古い事業年度の1つ前の事業年度」のことを指します。わかりにくい表現ですが、例えば**3月決算の法人であれば「平成24年4月1日～平成25年3月31日」、個人事業であれば「平成25年度」ということ**になります。

II. 従来の適用要件

【要件①】 **基準事業年度の給与総額(※3)と比べて、当年度の給与総額が3%以上増えていること。**

【要件②】 **当年度の給与総額が前年度の給与総額(※3)を上まわっていること。**

【要件③】 **当年度の一人あたりのひと月平均給与(※4)が前年と比べて上まわっていること。**

(※3) 上記要件①②における「**給与総額**」とは、国内雇用者に対して支給する給料、賃金、賞与等の総額で当該事業年度において損金算入された金額の総額をいい、役員(使用人兼務役員も含む)、及びその親族等特殊関係者に対して支給されるもの、退職給与は除かれます(個人事業の場合専従者給与等は除外します)。

(※4) 「**一人あたりのひと月平均給与**」とは、雇用保険加入対象者の給与総額を対象者の支給月数の総額で割った金額をいいます。当年度、前年度両方に在籍している人に限定した比較となります(例外あり)。

下記の要件③の判定の具体例をご参照下さい。

- ・前年度 A さんの支給総額500万円(支給月数12ヶ月)
- ・前年度 B さんの支給総額140万円(支給月数8ヶ月)
- ・前年度 C さんの支給総額180万円(支給月数12ヶ月)

⇒前年度平均給与⇒820万円÷32月=256,250円
 ・当年度 A さんの支給総額540万円(支給月数12ヶ月)
 ・当年度 B さんの支給総額216万円(支給月数12ヶ月)
 ・当年度 C さんの支給総額200万円(支給月数12ヶ月)
 ⇒当年度平均給与⇒956万円÷36月=265,555円
 よって、265,555円>256,250円で適用要件クリア

要件③のイメージはつかめましたか? 要件①②をクリアしても、要件③をクリアできないケースがかなり散見されます。給与単価の安い対象者が増加して、給与単価の高い対象者が減少した場合等が該当しますのでご注意ください。

III. 改正点について

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する事業年度(個人事業の場合は平成30年度)より、以下の要件が新たに加わりました。

【要件④】 **当年度の一人あたりのひと月平均給与(※3)が前年と比べて「2%」以上増加した場合**

⇒ **「前年度の給与総額と当年度の給与総額の(増加額)」の12%が税額控除に上乗せされます。**

以下、具体的な計算例をご確認下さい(単位は万円)。

(前提条件)

	基準年度	前年度	当年度
給与総額	1,000	1,100	1,200
一人当たり一月平均給与		24	25

(適用要件判定)

要件①	$1,200 \div 1,000 = 1.2$ 20%増 ⇒要件クリア
要件②	$1,200 > 1,100$ ⇒要件クリア
要件③	$25 > 24$ ⇒要件クリア
要件④	$25 \div 24 = 1.04$ 2%以上増⇒要件クリア

(税額控除額)

項目	計算式	控除額
改正前対応分	$(1,200 - 1,000) \times 10\%$	20
改正追加分	$(1,200 - 1,100) \times 12\%$	12
当年度法人税額		120
最終控除額	$120 \times 20\% = 24 < (20 + 12)$	24

基準事業年度以降に、分院や介護施設開設等で事業を拡大されている方は、適用できる可能性が高いので、ぜひご検討下さい。

また特殊なケースとして、基準事業年度がない、つまり**新規開業(法人設立1期目を含む)のようなケースでは、計算の仕組上、確実に適用を受けられるようになっており、またスタッフが雇用保険の加入対象でないパート・アルバイトのみのケースでも適用可能な場合があります**ので、該当する場合にはご確認ください。